埼医業Ⅰ第３１０９号
令 和 ７ 年 ４ 月 ３ 日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（ 担当常任理事　髙木　学 ）
（公印省略）

認知症等により本人の意思確認が容易ではない方に対する
定期の予防接種に関する疑義解釈について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、埼玉県保健医療部長より別添（写）のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担当：業務課業務Ⅰ担当　森田
電話：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

写

感対第１０４１－１号
令和７年３月２６日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井 忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和
（公印省略）

認知症等により本人の意思確認が容易ではない方に対する定期の予防接種に関する疑義解釈について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和７年３月２１日付け事務連絡により厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知について御配慮をくださるようお願いいたします。別添の通知は、県ホームページ内の下記ページからダウンロード可能です。

なお、本件については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構、県リハビリテーションセンター及び各保健所に対し別途通知したことを申し添えます。

記

【埼玉県ホームページ】厚生労働省等からの通知（感染症・予防接種関連）
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/kansen/kourousyou/tsuchi6.html

担　当：感染症対策課　感染症担当　本多
ＴＥＬ：０４８－８３０－７３３０

事　務　連　絡
令和７年３月 21 日

各 (都道府県 / 市町村 / 特別区) 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

認知症等により本人の意思確認が容易ではない方に対する
定期の予防接種に関する疑義解釈について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第５条第１項の規定により市町村長が行う予防接種（以下「定期の予防接種」という。）に係る事務運用の詳細については、「予防接種法第５条第１項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年３月 30 日付け健発 0330 第２号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。

今般、認知症等により本人の意思確認が容易ではない方に対する定期の予防接種に関する疑義解釈を別添のとおり作成いたしましたので、これを御了知の上、適切な運用をいただくとともに、接種を実施する医療機関及び関係団体等に周知いただくようお願いいたします。

（別添）

（問）

認知症の高齢者の方など、本人の意思確認が容易でない方に対して予防接種を実施する際の留意点として、定期接種実施要領第１の 10（４）では「なお、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならないこと。」と記載がある。

本人の意思確認を行うことが容易ではない場合において、日常的に本人との意思疎通を図っている家族等が同意書を代筆し接種を行うことは、実施要領の「明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならない」との記載との関係上、差し支えないか。

（答）

予防接種は、対象者が接種を希望している場合に、接種を行っていただくものです。

このため、認知症の高齢者等、本人の意思確認を行うことが難しい場合においても、家族やかかりつけ医、高齢者施設の従事者（以下「家族等」という。）など、日頃から身近に寄り添い、意思疎通を図っている方々の協力を得て、本人の接種の意向を丁寧に酌み取ることが必要です。

そのうえで、本人の意思を酌み取った身近な家族等が同意書を代筆し、接種を行うことは差し支えありません。

（参考）令和７年２月 27 日　衆議院・予算委員会第５分科会
高齢者インフルエンザワクチン接種に関する家族同意に関する厚生労働省の答弁

高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種は、予防接種法に基づくＢ類疾病の定期接種として行われております。Ｂ類疾病の定期接種は、市町村による接種の勧奨や御本人に接種を受ける努力義務がないことから、自らの意思で接種を希望していることを確認の上、接種を行うこととしております。

御指摘のありました認知症の方など御本人の意思を確認することが容易でない場合は、本人の意思が尊重されるように十分配慮の上、家族やかかりつけ医の協力を得て接種を行うことは差し支えなく、この運用については以前から変更しておりません。